

《次世代育成支援対策推進法》

長野八ヶ岳農業協同組合 行動計画

当組合では、職員が仕事と子育てを両立しながら、能力を十分に発揮し仕事と生活の調和を図った働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間における女性の育児休業取得率を100%、男性の育児休業取得率を40%とする。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 男性の育児休業の取得について、研修会や企画会議、安全衛生委員会を通じて理解の向上を図る。
- 令和8年4月～ 内部通信や文書管理システムへ掲載し、全職員へ周知を行う。

目標2：事業年度における事業所全体の所定外労働を前年度より10%削減する。

<取組内容>

- 令和8年4月～ 時間外労働の上限規制など研修会や企画会議、安全衛生委員会を通じて周知する。
- 令和8年4月～ 部署毎にノー残業デーを設定し実施する。
- 令和8年4月～ 所定外労働発生の改善点及び仕事の進め方などの検討。

目標3：年次有給休暇等の休暇取得促進を促す。
(年次有給休暇一人あたり平均年間10日以上)

<取組内容>

- 令和8年4月～ 管理職を中心に職場内の休暇取得しやすい雰囲気づくりをはかる。
- 令和8年4月～ お盆・年末年始などに1日プラスしての休暇の取得をすすめる。
- 令和8年4月～ 振替休暇・代休の取得向上のため実態の把握と職員への周知を行う。
- 令和8年4月～ 年次有給休暇年5日の取得義務や、時間単位年次有給休暇など制度の周知を行う。